

岡山大学で実施される動物実験における飼養保管施設の設置に関する細則

岡山大学動物実験委員会

平成20年4月1日

(平成25年8月1日最終改訂)

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学動物実験委員会要項第8条の規定に基づき、飼養保管施設の設置に関し必要な事項を定めたものである。

(飼養保管施設の設置要件)

第2条 飼養保管施設は、次の要件を満たすものとする。

- 一 飼養保管施設は、運用及び利用に関する標準業務手順書（マニュアル等）を定めて、適正な運用及び利用を図られている。
- 二 飼養保管施設は、利用者特定システム等の設置や施錠により、関係者以外の者が不用意に立ち入らないように制限する措置が講じられている。
- 三 飼育室は、第4条に定める要件を満たしている。
- 四 実験室は、第5条に定める要件を満たしている。
- 五 飼養保管施設は、第6条に定める運用を行っている。
- 六 以下のいずれかの職員が、配置されている。
 - ア 自然生命科学研究支援センター動物資源部門の教職員
 - イ 岡大規則第10号第2条第1項第1号及び第2号に該当する教職員で実験動物の業務に専従するもの

(飼養保管施設の一元化)

第3条 飼養保管施設は、キャンパス毎に一箇所とする。

- 2 津島北キャンパス、津島西キャンパス、鹿田キャンパスにおける飼養保管施設は、以下のとおりとするし、一元化に努める。
 - 一 津島北キャンパス： 自然生命科学研究支援センター動物資源部門津島北施設
 - 二 津島西キャンパス： 自然生命科学研究支援センター動物資源部門津島南施設
 - 三 鹿田キャンパス： 自然生命科学研究支援センター動物資源部門鹿田施設
- 3 以下の飼養保管施設は、配置建物の改修が完了するまで設置する。
 - 一 鹿田キャンパス： 歯学部動物実験施設
- 4 以下の飼養保管施設は、業務の性格を鑑み、遺伝子操作した胚あるいは遺伝子操作した細胞とのキメラ胚を用いての遺伝子組換え動物作製の用途に限り、設置する。ただし、この用途にかぎり第2条六の規定は岡大規則第10号第2条第1項第1号及び第2号に該当する職員で遺伝子組換え実験の業務に専従するものの配置で代行できるものとする。
 - 一 津島西キャンパス： 自然生命科学研究支援センターゲノムプロテオーム解析部門
- 5 飼養保管施設は、動物実験委員会の判断の元、以下の条件で設置できるものとする。
 - 一 津島北キャンパス、津島西キャンパス、鹿田キャンパス以外のキャンパスに飼養保管施設を設置する場合
 - 二 施設の改修、故障等により第2項で定めた飼養保管施設が利用できない場合
 - 三 その他、やむを得ない理由により第2項で定めた飼養保管施設が利用できない場合
- 6 すべての飼養保管施設は、2年に1回、動物実験委員会の検査を行う。

(飼育室の構造・設備等)

第4条 実験動物を飼養及び保管を行う飼育室の構造・設備は次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 飼育室は、常時（出入りするとき以外）ドアで仕切られた動物飼育専用の個室であり、動物が逸走しない構造と強度を有していること。ただし、産業動物を畜産領域の試験研究等の目的で飼育する場合にあっては、一般的な畜舎に相当する構造を有していること。

- 二 床や内壁等は、清掃が容易な構造であり、動物種や飼養保管数に応じた衛生設備を有している。床・壁等の材質に関しては次亜塩素酸等の酸性溶液、塩化ベンザルコニウム等の消毒成分含有のアルカリ性溶液、いずれに対しても耐性があること。衛生設備としては、紫外線殺菌灯・オートクレーブの設置、消毒液噴霧器等が常備してあること。
- 三 飼育室は、窓を開けることなく常に換気でき、夏期最高温度28℃程度、冬期最低温度18℃程度を限度として室温を維持し、適切な湿度を保つことができること。なお、室温、湿度はできうる限り一年を通じて一定であることが望ましい。ただし、爬虫類・鳥類の動物種や産業動物等を畜産領域の試験研究等の目的で飼育する場合にあっては、飼育室及びケージ内温度が飼育する動物種における一般的な生活温度を大きく外れることがないようによること。
- 四 配管と床もしくは配管と壁の隙間等は、金網や金属板等での閉鎖し、床排水口には目皿等を設置する等、飼育している動物の逸走または外部から動物の侵入ができないように必要な措置を講ずること。マウス・ラット等小型げっ歯目動物を飼育する場合には、金網や床排水口目皿の間隔は8mm以下にすること。
- 五 飼育室の照明は、適切な明るさを保つようによる。無窓、もしくは窓に目張り等を行い、窓を閉鎖した上で24時間式タイマスイッチを設置し、照明の点灯消灯の自動制御を行えるようによることが望ましい。
- 六 飼育設備・ケージ等は、飼養保管数や飼養する動物の習性等に応じた構造のものを備える（別表1及び別表2を参考にすること）。
- 七 飼養保管施設は、必要に応じて、臭気・騒音・動物残渣（死体、汚物、汚物の付着した床敷等）等による周辺環境への悪影響を防止する設備等を備える。動物死体保管用冷凍庫等の設置や清掃道具等を常備する措置を講ずること。
- 八 遺伝子組換え動物の飼育室は、学内規程に定められた表示及び逸走防止対策が講じられる。出入口に高さ40cm～50cm以上で表面が平滑なネズミ返し等の設置や動物捕獲器を設置または常備すること。
- 九 遺伝子組換え動物の飼育、病原微生物を接種した動物の飼育、その他、物理的・化学的に危険な材料等を取り扱う実験を行う飼育室は、各々の安全規程等に定められた措置を講じる。飼育室出入口扉に表示等を行い、実験関係者以外の者が不用意に立ち入らないような注意を喚起する措置等を講じること。
- 十 津島北キャンパス、津島西キャンパス、鹿田キャンパスにおける用途に制限がない飼養保管施設には、飼育室の他に検疫・隔離飼育等が実施できる専用スペースを有すること。

（実験室の構造・設備等）

第5条 実験動物を動物実験等（一時保管を含む）に供するために設置する動物実験室は、次に掲げる要件を満たすこと。

- 一 第3条第1号に準じた動物が逸走しない構造及び強度を有し、その他必要な措置等が講じられていること。
- 二 第3条第2号に準じた清掃・消毒等の衛生管理が容易な構造であること。
- 三 第3条第3号、第5号、第6号に準じた適切な室温管理等、実験処置及び一時保管中における動物の健康維持のための設備が備えられていること。
- 四 第3条第4

号に準じた実験動物が逸走防止措置を講じられていること。

- 五 必要に応じて、第3条七に準じた臭気・騒音・動物残渣等による周辺環境への悪影響を防止する設備が備えられていること。
- 六 第3条第8号及び第9号に準じて、遺伝子組換え動物実験、感染実験等を行う場合には安全規程等に定められた必要な措置を講じられていること。

（飼養保管施設の運用）

第6条 飼養保管施設の運用は、次に掲げる要件を満たすこと。

- 一 飼養保管施設は、実験動物管理者を配置し、適正な運用及び利用を図ること。
- 二 飼養保管施設の出入口、飼育室や動物実験室の扉（出入口）は、人の出入りのために一時

的に開ける場合を除き常時閉めておくこと。

- 三 飼養保管施設の窓は、動物が室内にいるときに、常時閉めておく。
- 四 動物実験責任者、動物実験実施者は、ケージ交換、給餌給水等の飼育管理を適切に行うとともに、その習性等に応じて適切な飼育室を振り分けること。飼育ケージには、その大きさに応じた適正な匹数を収容すること（別表1及び別表2参照）。
- 五 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者は、衛生管理（床・柵・作業台の清掃と消毒，飼育器材の洗浄と汚物の処理等）を適切に行うとともに、受入れ動物の微生物学的品質を記録し、定期的な微生物検査を行う等、感染事故の防止と汚染状況の把握に努めること。
- 六 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者は、整理・整頓し、実験動物が逸走しても捕獲しやすい環境を維持すること。飼育室には、飼育装置以外の機器等を設置しないことが望ましい。
- 七 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者は、動物残渣の保管・廃棄を適切に行い、周辺環境への悪影響の防止を図ること。
- 八 動物実験責任者、動物実験実施者は、動物受入れ時の衛生状態、動物の受入数・生産数や飼育数等の飼育管理状況を記録し、管理者、実験動物管理者及び動物実験委員会の求めに応じてこれを提示すること。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年8月1日から施行する。

別表1 マウス、ラット、ハムスター、モルモット、ウサギの飼育におけるスペースサイズ

動物種	体重 (g)	床面積 (cm ²) (一匹あたり)	高さ (cm)
マウス	< 10	38.7	12.7
	10~15	51.6	
	15~25	77.4	
	> 25	96.8	
ラット	< 100	109.7	17.8
	100~200	148.4	
	200~300	187.1	
	300~400	258.0	
	400~500	387.0	
	> 500	451.5	
ハムスター	< 60	64.5	15.2
	60 ~ 80	83.9	
	80 ~100	103.2	
	> 100	122.6	
モルモット	≦ 350	387.0	17.8
	> 350	651.5	

別表2 ウサギ、イヌ、ネコ、サル、ブタの飼育におけるスペースサイズ

動物種	体重 (kg)	床面積 (m ²)	高さ (cm)
		(一匹あたり)	
ウサギ	< 2	0.14	35.6
	2~4	0.27	
	4~5.4	0.36	
	> 5.4	0.45	
イヌ	< 15	0.72	81.3
	15~30	1.08	91.4
	> 30	2.16	Pen*1
ネコ	≦ 4	0.28	61.0
	> 4	0.37	
サル	< 1	0.15	50.8
	1~3	0.27	76.2
	3~10	0.39	76.2
	10~15	0.54	81.3
	15~25	0.72	91.4
	> 25	0.91	116.8
ブタ	< 15	0.72	Pen*1
	15~25	1.08	
	25~50	1.35	
	50~100	2.16	

*1Pen 型飼育ケージを推奨